

さま  
様

令和 年 月 日

していしょうがいふくし さーび すじぎょうせいかつかいご  
指定障害福祉サービス事業生活介護

じゅうようじこうせつめいしょ  
重要事項説明書

とうじぎょうしょ しょうがいしゃそうごうしえんほう してい う  
当事業所は障害者総合支援法の指定を受けています。

(大阪府指定 第 2712300579号)

けいやくしゃ たい していしょうがいふくし さーび すじぎょうせいかつかいご いか (せいかつかいごさーびす)  
契約者に対する指定障害福祉サービス事業生活介護（以下、「生活介護サービス」といいます。）の

ていきょうかいし こうせいろどうしょうれい もと けいやくしゃ せつめい じこう つぎ  
提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、契約者に説明すべき事項は次のとおりです。

じぎょうしょめい  
(事業所名)

しゃかいふくしほうじん してんのうじふくしじぎょうだん  
社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

しょうがいしゃかつどうせんたー してんのうじ えん  
障害者活動センター 四天王寺さんめい苑

## 1、施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
- (2) 法人所在地 大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号
- (3) 電話番号 06-6771-7971
- (4) 代表者氏名 理事長 南谷 恵敬
- (5) 設立年月日 昭和27年7月20日

## 2、事業の目的と運営の方針

- (1) 施設の種別 指定障害福祉サービス事業生活介護  
平成22年10月1日指定(大阪府指定第2712300579号)

- (2) 開設年月日 平成8年9月1日

## (3) 施設の目的

社会福祉法人四天王寺福祉事業団が設置する障害者活動センター四天王寺さんめい苑(以下「事業所」という。)において、厚生労働省の定める指定基準に基づき生活介護サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従事者が契約者に、その心身の状況や置かれている環境に応じて契約者本人やその家族の意向を基に、適正な生活介護サービスを提供することを目的とする。

- (4) 事業所の名称 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団  
障害者活動センター 四天王寺さんめい苑
- (5) 事業所の所在地 大阪市阿倍野区三木町1丁目2番29号
- (6) 電話番号 06-6625-0471  
06-6625-0481 (FAX)
- (7) 管理者氏名 前田 範孔
- (8) サービス管理責任者氏名 酒井 俊 甲斐 千里
- (9) 当事業所の運営理念・運営方針

## 宣言

- 一、私たちは四天王寺開祖 聖徳太子が帰依された仏教の精神(こころ)に基づき人の幸せをよこびとして福祉社会の実現を目指します。
- 二、私たちは良質で信頼されるサービスを誠実に提供し安心して暮らせる地域(まち)づくりに貢献します。
- 三、私たちは人の尊厳と主体的な生活を守るとともに常に安全なサービス提供に努めます。

## (10) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日(別紙に指定した土曜日、祝日を除く)

休苑日 土・日曜日・祝日(別紙に指定した営業日を除く)

営業時間 9:00から17:30

- (11) 利用定員 40人

3、施設の概要

①建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階の1階2階部分		
②建物の延べ床面積	1098.14 m <sup>2</sup>		
③設備の概要			
*設備の種類*			
*食堂兼多目的室	1室	87.008 m <sup>2</sup>	1階
*休憩室	1室	32.486 m <sup>2</sup>	2階
*医務室	1室	22.812 m <sup>2</sup>	2階
*静養室	1室	12.801 m <sup>2</sup>	2階
*浴室	1室	59.812 m <sup>2</sup>	2階
(大浴槽、家庭用浴槽、担架浴槽、ミスト浴槽)			
*訓練・作業室	1室	230.035 m <sup>2</sup>	2階
*トイレ	4か所	130.541 m <sup>2</sup>	1階、2階

※ 当事業所は、厚生労働省が定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

4、職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉		(令和4年4月1日現在)		
職種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
・管理者	0.6名	1名		1名
・サービス管理責任者	1.5名	2名		1名
・生活支援員	17.2名	13名	6名	16.5名
(看護師も含む)				
・看護師	4.1名	2名	3名	1名
・医師(非常勤・嘱託)	0.1名		1名	必要数

〈配置職員の主な職種〉

管理者	職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、職員に対して、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮、命令を行います。
サービス管理責任者	個別支援計画(生活介護計画)の作成および、提供した生活介護サービスの客観的な評価等の業務を行います。
生活支援員	日常生活支援上の介護並びに健康保持の為の相談助言などを行います。
看護師	主に健康管理を行います。日常生活支援上の介護、介助なども行います。
医師	契約者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。

<主な職種<sup>おも しよくしゆ きんむたいせい</sup>の勤務体制<sup>ひょうじゆんてき じかんたい</sup>(標準的な時間帯<sup>さいていはいちじんいん</sup>における最低配置人員)>

・管理 <sup>かんり</sup> 者 <sup>しや</sup>	9:00	～	17:30	
・サービス <sup>さーびす</sup> 管理 <sup>かんり</sup> 責任 <sup>せきにん</sup> 者 <sup>しや</sup>	9:00	～	17:30	
・生活 <sup>せいかつ</sup> 支援 <sup>しえん</sup> 員 <sup>いん</sup>	8:00	～	16:30	1名 <sup>めい</sup>
	8:30	～	17:00	1名 <sup>めい</sup>
	9:00	～	17:30	8名 <sup>めい</sup>
	10:00	～	15:30	3名 <sup>めい</sup>
・看護 <sup>かんご</sup> 師 <sup>し</sup>	9:00	～	17:30	1名 <sup>めい</sup>
	9:00	～	16:30	1名 <sup>めい</sup>
	10:00	～	16:45	1名 <sup>めい</sup>
	10:00	～	15:30	2名 <sup>めい</sup>
・医師 <sup>いし</sup>	13:30	～	15:30	1名 <sup>めい</sup> (火・金 <sup>か きん</sup> )

5、当事業所<sup>とうじぎょうしよ</sup>が提供<sup>ていきよう</sup>するサービス<sup>さーびす</sup>の概要<sup>がいよう</sup>

全てのサービス<sup>さーびす</sup>は、個別<sup>こべつ</sup>支援<sup>しえん</sup>計画<sup>けいかく</sup>(生活<sup>せいかつ</sup>介護<sup>かいご</sup>計画<sup>けいかく</sup>)に基づいて行<sup>おこな</sup>われます。当事業所<sup>とうじぎょうしよ</sup>のサービス<sup>さーびす</sup>管理<sup>かんり</sup>責任<sup>せきにん</sup>者<sup>しや</sup>が作成<sup>さくせい</sup>し契約<sup>けいやく</sup>者<sup>しや</sup>の同意<sup>どうい</sup>をいたします。尚<sup>なお</sup>、個別<sup>こべつ</sup>支援<sup>しえん</sup>計画<sup>けいかく</sup>の写し<sup>うつ</sup>は契約<sup>けいやく</sup>者<sup>しや</sup>に交付<sup>こうふ</sup>いたします。

(1) 介護<sup>かいご</sup>給付<sup>きふ</sup>費<sup>ひ</sup>の対<sup>たい</sup>象<sup>しやう</sup>となるサービス<sup>さーびす</sup>

① 日常生活<sup>にちじゆうせいかつ</sup>支援<sup>しえん</sup>

i 入浴<sup>にゅうよく</sup>

大浴槽<sup>だいうよくそう</sup>、家庭<sup>かてい</sup>用浴槽<sup>いうよくそう</sup>、担架<sup>たんか</sup>浴槽<sup>よくそう</sup>、ミスト浴槽<sup>みすとよくそう</sup>がありますので、契約<sup>けいやく</sup>者<sup>しや</sup>にとってよりよい方法<sup>ほうほう</sup>での入浴<sup>にゅうよく</sup>を提供<sup>ていきよう</sup>させていただきます。

ii 日中<sup>にちちゆう</sup>活動<sup>かつどう</sup>

契約<sup>けいやく</sup>者<sup>しや</sup>の状<sup>じやう</sup>態<sup>たい</sup>等<sup>とう</sup>あわせて、活動<sup>かつどう</sup>等<sup>とう</sup>を提供<sup>ていきよう</sup>させていただきます。

iii その他<sup>た</sup>

② 健康<sup>けんこう</sup>管理<sup>かんり</sup>

- ・日々<sup>ひび</sup>、生活<sup>せいかつ</sup>支援<sup>しえん</sup>員<sup>いん</sup>、看護<sup>かんご</sup>職<sup>しやく</sup>員<sup>いん</sup>により、健康<sup>けんこう</sup>管理<sup>かんり</sup>に努<sup>つと</sup>めます。
- ・緊急<sup>きんきゆう</sup>時<sup>じ</sup>必要<sup>ひつよう</sup>により主治<sup>しゅじ</sup>医<sup>い</sup>あるいは協<sup>きやうり</sup>力<sup>りき</sup>医療<sup>いりよう</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>等<sup>とう</sup>に責任<sup>せきにん</sup>をもつて引<sup>ひ</sup>き継<sup>つ</sup>ぎます。

・ サービス利用<sup>さーびすりよう</sup>中<sup>ちゆう</sup>の医療<sup>いりよう</sup>の提供<sup>ていきよう</sup>について

緊急<sup>きんきゆう</sup>時<sup>じ</sup>等<sup>とう</sup>、医療<sup>いりよう</sup>を必要<sup>ひつよう</sup>とする場<sup>ばい</sup>合<sup>ごう</sup>には、基本<sup>きほん</sup>的<sup>てき</sup>には契約<sup>けいやく</sup>者<sup>しや</sup>の主治<sup>しゅじ</sup>医<sup>い</sup>による診<sup>しん</sup>療<sup>りよう</sup>を優先<sup>ゆうせん</sup>させていただきます。しかし、状<sup>じやう</sup>況<sup>きやう</sup>に<sup>お</sup>応<sup>おう</sup>じて、協<sup>きやうり</sup>力<sup>りき</sup>医療<sup>いりよう</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>で診<sup>しん</sup>療<sup>りよう</sup>を受<sup>う</sup>ける場<sup>ばい</sup>合<sup>ごう</sup>があります。(但<sup>ただ</sup>し、協<sup>きやうり</sup>力<sup>りき</sup>医療<sup>いりよう</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>での優先<sup>ゆうせん</sup>的<sup>てき</sup>な診<sup>しん</sup>療<sup>りよう</sup>や入院<sup>にゅういん</sup>治<sup>ち</sup>療<sup>りよう</sup>を、保<sup>ほ</sup>証<sup>しやう</sup>するものや義<sup>ぎ</sup>務<sup>む</sup>づけるものではありません。)

《四天王寺<sup>してんのうじ</sup>さんめい苑<sup>えん</sup>の協<sup>きやうり</sup>力<sup>りき</sup>医療<sup>いりよう</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>》

医療 <sup>いりよう</sup> 機 <sup>き</sup> 関 <sup>かん</sup> の名称 <sup>めいしやう</sup> ：	社会 <sup>しゃかい</sup> 福祉 <sup>ふくし</sup> 法人 <sup>ほうじん</sup> 四天王寺 <sup>してんのうじ</sup> 福祉 <sup>ふくし</sup> 事業 <sup>じぎやう</sup> 団 <sup>だん</sup> 四天王寺 <sup>してんのうじ</sup> 病院 <sup>びやういん</sup>
所在地 <sup>しよざいち</sup> ：	大阪 <sup>おおさか</sup> 市 <sup>し</sup> 天王寺 <sup>てんのうじ</sup> 区 <sup>く</sup> 大 <sup>だい</sup> 道 <sup>だう</sup> 1丁 <sup>てい</sup> 目 <sup>め</sup> 4-4-1
診療 <sup>しんりやう</sup> 科 <sup>か</sup> ：	内 <sup>ない</sup> 科 <sup>か</sup> 、外 <sup>げ</sup> 科 <sup>か</sup> 、整 <sup>せい</sup> 形 <sup>けい</sup> 外 <sup>げ</sup> 科 <sup>か</sup> 、眼 <sup>がん</sup> 科 <sup>か</sup> 、耳 <sup>じ</sup> 鼻 <sup>び</sup> 咽 <sup>いん</sup> 喉 <sup>こう</sup> 科 <sup>か</sup> 、泌 <sup>ひ</sup> 尿 <sup>にょう</sup> 器 <sup>き</sup> 科 <sup>か</sup> 等 <sup>とう</sup>

③ 医療的行為について

当サービスをご利用の際に必要な医療的行為については、主治医による指示のもとに行うこととさせていただきます。

当事業所では日常生活に必要な医療的行為を看護師が中心となり行います。必要時には、生活支援員も日常生活に必要な医療的行為を行う場合があります。その際、必ず看護師の指導の上で行うなど、所定の手続きを経た上で行います。また、契約者及び家族等とは同意書を取り交わします。

④ 地域生活移行支援の取り組み

個別支援計画（生活介護計画）に基づき、地域において自立した社会生活を送るための支援を、契約者の個別の状況に応じた支援を行っていきます。

⑤ 相談援助

当事業所は、契約者及びその家族などからの相談に応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

(2) 介護給付費の支給対象外サービス

下記のサービスについて、サービスの提供をご希望される場合には、所定の料金をお支払いいただきます。

① 食費

当事業所は、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・当事業所は、業務委託により、栄養士による献立作成及び調理を提供しております。

- ・契約者の身体状況、生活リズムにあわせた支援を行います。

② 日中活動

当事業所では、必要な設備を整えるとともに、実りある生活実現のための活動等を提供いたします。その際に必要となった活動に要する費用（材料費や活動費）、購入希望のあったものにかかる費用の実費をご負担いただきます。

③ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録を閲覧することができます。また、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- ・1枚につき 10円

(3) その他

〈サービスの概要〉

① サービス提供記録の保管

契約の終了後、契約書に定める期間保管します。

② サービス提供記録の閲覧

月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:30

6、サービス利用料金とお支払い方法

契約者のサービス利用に対する負担額は、次のとおりです。

(1) 介護給付費対象サービス利用料金

基本的なサービス利用料 (サービス時間が5時間以上6時間未満 1日あたり)

A、ご契約者の障害支援区分	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3
B、基本単位 (単位：1単位10.98円)	782単位	579単位	396単位	355単位
<b>加算 ※1</b>				
C、人員配置体制加算 (Ⅱ) (二) 厚生労働省が定める一定水準以上の人員配置を行っています。	212単位	212単位	212単位	212単位
D、福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) 厚生労働省が定める基準以上の常勤の生活支援員の配置を行っています。	15単位	15単位	15単位	15単位
E、常勤看護職員等配置加算 厚生労働省が定める基準以上の常勤の看護職員の配置を行っています。 1日につき19単位×看護職員の配置人数 (常勤換算4.1) を乗じた単位数	76単位	76単位	76単位	76単位
F、食事提供体制加算 ※2	30単位	30単位	30単位	30単位
G、送迎加算 ※3 (片道の場合は49単位)	98単位	98単位	98単位	98単位
H、重度障害者支援加算 (Ⅰ)	50単位	50単位	50単位	50単位
I、入浴支援加算 医療的ケアが必要な方等への入浴支援を提供した場合	80単位	80単位	80単位	80単位
<b>サービス利用にかかる負担額</b>				
J、単位数小計	1,343単位	1,140単位	957単位	916単位
K、福祉・介護職員等処遇改善加算	上記J単位数小計×0.081 単位を加算 ※ 但し、令和6年5月31日までは、 上記J単位数小計に福祉介護職員改善加算 I 0.044 と特定処遇改善加算 I 0.014 とベースアップ等支援加算0.011単位を乗じた単位)			
L、上記単位数合計	1,452単位	1,232単位	1,035単位	990単位
M、サービス利用料金	15,942円	13,527円	11,364円	10,870円
N、介護給付費として市町村より代理受領する金額	14,348円	12,175円	10,228円	9,783円
O、サービス利用にかかる自己負担額※4	1,594円	1,352円	1,136円	1,087円

基本的なサービス利用料 (サービス時間が6時間以上7時間未満 1日あたり)

A、ご契約者の障害支援区分	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3
B、基本単位 (単位：1単位10.98円)	1,087単位	808単位	553単位	495単位
<b>加算 ※1</b>				
C、人員配置体制加算 (Ⅱ) (二) 厚生労働省が定める一定水準以上の人員配置を行っています。	212単位	212単位	212単位	212単位
D、福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) 厚生労働省が定める基準以上の常勤の生活支援員の配置を行っています。	15単位	15単位	15単位	15単位
E、常勤看護職員等配置加算 厚生労働省が定める基準以上の常勤の看護職員の配置を行っています。 1日につき19単位×看護職員の配置人数(常勤換算4.1)を乗じた単位数	76単位	76単位	76単位	76単位
F、食事提供体制加算 ※2	30単位	30単位	30単位	30単位
G、送迎加算 ※3 (片道の場合は49単位)	98単位	98単位	98単位	98単位
H、重度障害者支援加算 (Ⅰ)	50単位	50単位	50単位	50単位
I、入浴支援加算 医療的ケアが必要な方等への入浴支援を提供した場合	80単位	80単位	80単位	80単位
<b>サービス利用にかかる負担額</b>				
J、単位数小計	1,648単位	1,369単位	1,114単位	1,056単位
K、福祉・介護職員等処遇改善加算	・J単位小計×0.081 単位を加算 ※ 但し、令和6年5月31日までは、 上記J単位小計に福祉介護職員改善加算Ⅰ 0.044と特定処遇改善加算Ⅰ0.014とベースア ップ等支援加算0.011単位を乗じた単位)			
L、上記単位数合計	1,781単位	1,480単位	1,204単位	1,142単位
M、サービス利用料金	19,555円	16,250円	13,219円	12,539円
N、介護給付費として市町村より代理受領する金額	17,600円	14,625円	11,897円	11,285円
O、サービス利用にかかる自己負担額※4	1,955円	1,625円	1,322円	1,254円

欠席時対応加算(1日あたり) ※5

ご契約者の障害支援区分	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3
P、欠席時対応加算	94単位	94単位	94単位	94単位
Q、サービス利用料金	1,032円	1,032円	1,032円	1,032円
R、介護給付費として市町村より代理受領する金額	929円	929円	929円	929円
S、サービス利用キャンセルにかかる自己負担額	103円	103円	103円	103円

(2) 介護給付費対象外の(サービス利用)料金

以下については、料金(実費)をいただきます。 ※6

項目	にちがく日額
T、食費(基本的1食分)	363円
U、日用品の購入	実費
V、活動物品(個人の活動材料費、入場料など)	実費
W、苑内喫茶代(飲み物代)	実費

※1、C・D・E・Hの加算は、事業所の状況等に応じて加算されます。

※2、Fの加算は、契約者の所得等に応じて加算されます。

※3、Gの加算は、契約者の送迎状況に応じて加算されます。

※4、Oについては、契約者の所得等に応じて、月あたりの負担額が軽減されます。

※5、Pの算定にあたっては契約者が急病等によりその利用を中止した前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合、月に4回(4日)を限度として加算されます。

※6、Tについては、契約者の所得等に応じて、別途管理費(474円)をお支払いいただきます。

介護給付費の給付額等に変更があった場合、変更された額にあわせて、契約者の負担額を変更します。

契約者の食費負担額(1食あたり)

契約者氏名	
様	円

(3) サービス利用の取り消し料金

契約者がサービス利用の取り消し(キャンセル)をする場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出下さい。尚、サービス利用日の前日までに申し出のない場合は、キャンセル料をいただきます。

キャンセル料 : キャンセル日の食費の実費額



#### (4) サービス利用料金のお支払い方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月16日までに請求いたします。請求月の26日までに以下の方法でお支払い下さい。

##### < お支払い方法 >

下記の方法のうち、ご希望の方法をお選びください。

##### ① S M B Cファイナンスサービス（旧セディナ）による口座振り替え

振替え手数料は、当事業所が負担させていただきます。

##### ② 当事業所指定の銀行口座への振込み

銀行名	三菱UFJ銀行	寺田町支店
預金種目	普通預金	
口座番号	3823833	
受取人	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 障害者活動センター四天王寺さんめい苑 理事長 南谷 恵敬	

※ その他の費用については、その都度上記の支払い方法にてお支払いいただきます。

## 6. ご利用について

### (1) ご利用

- ① 当事業所のサービスを希望される方は、ご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② ご利用に関しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきますので、ご協力ください。
- ③ ご利用が決定した場合は区役所にて介護給付費の支給決定を受けていただく必要があります。その上で当事業所と契約を締結します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。

### (2) 契約者が病院などに入院された場合の対応について

当事業所ご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 3ヶ月以内の入院の場合  
3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び当サービスをご利用になることができます。
- ② 3ヶ月以内の退院が見込めない場合  
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、契約者のご希望を勘案し、退院後再び当事業所の利用をご希望される場合は、可能な限り円滑にご利用出来るよう努めます。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている契約者の快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守りください。

(1) 感染症に関する留意事項

感染症に対しては、安全なサービス提供のため、やむを得ず、通所や提供サービスを制限させていただきます場合があります。

(2) 持込の制限

生もの、腐りやすい食べ物等、大きい物は職員にご相談ください。

(3) 設備の使用上の注意

- ・ 施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ 当事業所の職員や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

8、事故発生時の対応及び緊急時の対応

当事業所は契約者に対して行う生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族・市区町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、契約者の心身の状態が急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに協力医療機関または契約者の指定する医療機関に連絡をするなど必要な措置を行うとともに、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡します。

(市町村連絡先)

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課

TEL 06-6241-6527 FAX 06-6241-6608

9、損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により契約者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。

ただし、その損害の発生について、契約者の故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

保険加入：事故、災害に備えて、損害賠償保険に加入しております。

会社名：あいおいニッセイ同和損害保険会社

保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険

10、非常災害時の対応

当事業所は、契約者参加の上、毎月の避難訓練を実施しております。

防火管理者氏名 松山 弘幸

## 1 1、虐待の防止について

当事業所は、契約者等の権利の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ② 成年後見人制度の利用支援を行います。
- ③ 苦情解決体制の整備を行います。
- ④ 従業者に対して虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施をし、研修を通じて従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- ⑤ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑥ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑦ 他事業と合同で「虐待防止委員会」を設置し、虐待防止に関する対策・検討等を実施します。

## 1 2、身体拘束の禁止

当事業所は、契約者または他の契約者等の生命又は身体を保護するために緊急やむをえない場合を除いて、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。また身体拘束について検討する委員会を設置して、適切なサービス提供ができていないかを検討します。

## 1 3、利用者の記録及び情報の管理等

当事業所は、法令に基づいて契約者の記録及び情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。

## 1 4、秘密保持と個人情報の保護

当事業所及び当事業所の使用する者（以下、「従業者」といいます。）は、生活介護サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、生活介護サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、生活介護サービスを円滑に提供するため、他の障害福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業所は、契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、契約者の個人情報を他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。

また、契約者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、契約者の家族の個人情報を他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。

## 1 5、苦情の受付体制及び手順について

苦情又は相談があった場合は、契約者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、契約者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行いま

す。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。  
 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、契約者へは必ず対応方法を含  
 めた結果報告を行います。時間を要する場合はその旨を速やかに連絡します

### 四天王寺さんめい苑における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付めます。

#### \* 苦情解決責任者

四天王寺さんめい苑 施設長 : 前田 範孔

#### \* 苦情解決受付窓口

四天王寺さんめい苑 支援長 : まつやま ひろゆき おおの しんたろう ひらた きょうすけ

受付時間 : 月曜日～土曜日 9:00～17:30

TEL 06-6625-0471 Fax 06-6625-0481

\* 苦情ボックスの設置 事務所受付横に設置しています。

#### \* 第三者委員

・ 四天王寺大学 教授 原 順子

TEL 072-956-3181 (四天王寺大学)

・ 高校理事 草島 葉子

TEL 06-6779-8151

### (1) 行政機関その他の苦情受け付け窓口

#### 【市区町村の窓口】

① 大阪市阿倍野区保健福祉センター 保健福祉担当

受付時間 : 月曜日から金曜日 9時～17時

〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1-1-40

TEL 06-6622-9857

Fax 06-6629-1349

※上記区役所以外は、最寄りの区役所もしくは市町村の保健福祉担当へご連絡ください。

#### 【大阪府の窓口】

① 障害総合支援法関係

大阪府福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 地域生活推進グループ

受付時間 : 月曜日から金曜日 9時～17時

〒540-0008 大阪府中央区大手前3-2-12別館1階

TEL 06-6944-6671

FAX 06-6944-1982

② ほうじんかんけい  
法人関係

おおさか ふくし ぶ ちいきふくしすいしんしつ ふくしじんざい ほうじんしどうか ほうじんしどうぐるーぶ  
大阪府福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 法人指導グループ

うけつけじかん : げつようび から きんようび 9時～17時  
受付時間 : 月曜日から金曜日 9時～17時

〒540-0008 おおさかふおおさかし ちゅうおうく おおてまえ ちようめ べっかん かい  
大阪府大阪市 中央区大手前3丁目2-12別館8階

TEL 06-6944-7084

FAX 06-6944-1982

【大阪市の窓口】

① おおさかしふくしきょく しやう しょうがいしゃしきくぶ しょうがいしえんか  
大阪府福祉局 障がい者施策部 障がい支援課

うけつけじかん : げつようび から きんようび 9時～17時  
受付時間 : 月曜日から金曜日 9時～17時

〒530-8201 おおさかしきたくなかのしま  
大阪市北区中之島1-3-20

TEL 06-6208-8076

FAX 06-6202-6962

② おおさかし けんこう  
大阪府健康センター

うけつけじかん : げつようび から きんようび 9時～17時  
受付時間 : 月曜日から金曜日 9時～17時

〒534-0027 おおさかしみやこしまくなかのまち みやこじませんたーびる かい  
大阪府都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階

TEL 06-6922-8520

FAX 06-6922-8526

【公的団体の窓口】

① おおさかふこくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい かいごほけんしつ かいごほけんか しょう ふうしがかり  
大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 障がい福祉係

うけつけじかん : げつようび から きんようび 9時～17時  
受付時間 : 月曜日から金曜日 9時～17時

〒540-0028 おおさかしちゅうおうくときわちよう ちようめ ほん ごう ちゅうおうおどおり ない  
大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通NFビル内

TEL 06-6949-5436

FAX 06-6949-5437

② おおさかふしゃかいふくしきょうぎかい うんえいできせいはいいんかい ふうくしきーび、すくじようかいけついいんかい  
大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 福祉サービス苦情解決委員会

うけつけじかん : げつようび から きんようび 9時～17時  
受付時間 : 月曜日から金曜日 9時～17時

〒542-0065 おおさかしちゅうおうく なかでら おおさかしやかいふくししどう ない  
大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL 06-6191-3130 (直通) ちよくつう

Fax 06-6191-5660

E-mail [tekisei@osakafusyakyo.or.jp](mailto:tekisei@osakafusyakyo.or.jp)

サービス提供開始年月日 令和 年 月 日  
重要事項説明年月日 令和 年 月 日

生活介護サービス提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

障害者活動センター 四天王寺さんめい苑

説明職員名

氏名

印

私は、本書面に基ついて事業所から重要事項の説明を受け、生活介護サービスの説明を受けました。

契約者

住所

氏名

印

契約者家族

住所

(代理人)

氏名

印

契約者家族

住所

(代理人)

氏名

印

契約者家族

住所

(代理人)

氏名

印

※ご契約者家族が複数いる場合は全員分の記入をお願いいたします。

(事業者名)

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

(事業所名)

障害者活動センター 四天王寺さんめい苑

(住所)

大阪市阿倍野区三好町1丁目2番29号

(代表者氏名)

施設長

前田

範孔

印